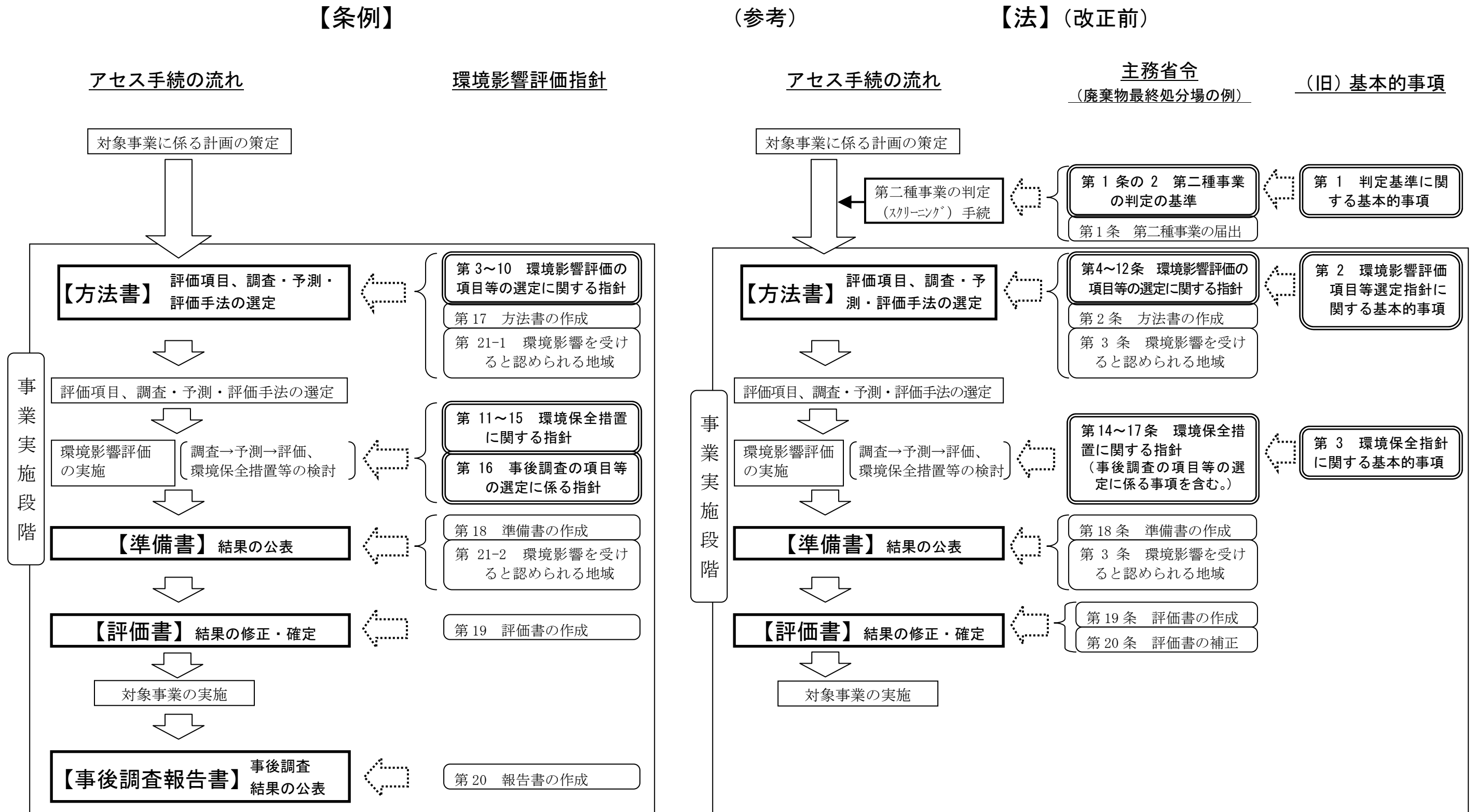


## 環境影響評価指針の位置付け・構成について（現行）

1 環境影響評価指針（環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるための指針）の位置付け



2 環境影響評価指針の構成

| 条例規定  | 指針構成   | 【参考】主務省令（廃棄物最終処分場の例）構成   | 備考   |
|---|--|--|--|
|   | 第1 趣旨<br>第2 用語   |  |  |
|   |  | 第1条 第二種事業の届出<br>第1条の2 第二種事業の判定の基準  | ・第二種事業の判定（スクリーニング）は法手続のみ                               |
| 条例第4条第2項第1号<br>環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針   | 第3 環境影響評価の項目等の選定に関する指針<br>第4 事業特性及び地域特性の把握<br>第5 環境影響評価の項目の選定（別表第1 参考項目）<br>第6 調査、予測及び評価の手法 [第1項]<br>同上 [第2、3項]<br>第7 参考手法（別表第2 参考手法）<br>第8 調査の手法<br>第9 予測の手法<br>第10 評価の手法 | 第4条 環境影響評価の項目等の選定に関する指針<br>第5条 事業特性及び地域特性の把握<br>第6条 環境影響評価の項目の選定（別表第1 参考項目）<br>第7条 調査、予測及び評価の手法<br>第12条 手法選定に当たっての留意事項<br>第8条 参考手法（別表第2 参考手法）<br>第9条 調査の手法<br>第10条 予測の手法<br>第11条 評価の手法 | ・主務省令における「手法選定に当たっての留意事項」は、県指針では「調査、予測及び評価の手法」の中で規定    |
| 条例第4条第2項第2号<br>環境の保全のための措置に関する指針                                    | 第11 環境保全措置に関する指針<br>第12 環境保全措置の検討<br>第13 検討結果の検証<br>第14 検討結果の整理<br>第15 事後調査の実施   | 第13条 環境保全措置に関する指針<br>第14条 環境保全措置の検討<br>第15条 検討結果の検証<br>第16条 検討結果の整理<br>第17条 事後調査 [第1項]<br>同上 [第2、3項]   | ・県指針における「事後調査等の項目の選定に関する指針」は、主務省令では「環境保全措置に関する指針」の中で規定 |
| 条例第4条第2項第3号<br>事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法を選定するための指針                      | 第16 事後調査等の項目の選定に関する指針  |  |  |
| 条例第4条第2項第4号<br>第5条第1項の方法書、第13条第1項の準備書、第21条第2項の評価書及び第30条第2項の報告書の作成方法 | 第17 方法書の作成<br>第18 準備書の作成<br>第19 評価書の作成<br>第20 報告書の作成   | 第2条 方法書の作成<br>第18条 準備書の作成<br>第19条 評価書の作成   | ・（事後調査）報告書は条例手続のみ                                      |
|   |  | 第20条 評価書の補正  | ・評価書の補正は法手続のみ  |
| 条例第4条第2項第5号<br>第6条の地域及び第14条の関係地域の決定方法                               | 第21 環境影響を受ける範囲と認められる地域   | 第3条 環境影響を受ける範囲と認められる地域   |  |

（参考）環境影響評価指針の告示・改正の経緯

| 告示日      | 施行日      | 告示・改正理由                                   |
|----------|----------|---|
| H11.5.28 | H11.6.12 | 条例制定に伴い告示                                 |
| H13.1.5  | H13.1.6  | 中央省庁等改革関係法施行法の施行に伴う改正                     |
| H13.5.8  | H13.5.8  | 事業計画策定時における環境配慮に関する検討結果を方法書に記載させるための改正    |
| H19.3.30 | H19.10.1 | 条例に鉱物の掘採の事業を追加することに伴う改正<br>国の主務省令の改正に伴う改正 |